

市営住宅入居申込書

島根県住宅供給公社 理事長 様

申込者本人及び入居しようとする親族が居住するため、募集案内の条件を承知のうえ、関係書類を添えて入居を申し込みます。また、出雲市が入居資格を確認するため、必要に応じて関係部署（警察等の公的機関）に照会することについて同意します。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は入居資格が証明できないときは、入居の決定を取り消されても異議を申し立てません。

年 月 日

現住所

申込者氏名

印

(携帯番号) 電話番号

1. 申込者及び入居しようとする親族について

(1) 次の事項の中で、該当する全ての事項について、印を付けてください。

 同居親族がいます。 次の要件に該当する単身者です。 昭和31年4月1日以前の生まれ 身体障がい者(1級~4級) 精神障がい者(1級~3級) 知的障がい者 生活保護法に規定する被保護者 その他() 申込者及び同居親族は、暴力団員による不当な行為の防止等による法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

(2) 入居しようとする親族(本人を含む。)の内訳について、記入してください。

入居しようとする親族(別居の配偶者又は扶養親族がある場合も記入してください。)			希望住宅		控除の対象となる親族の種別 (該当欄に○印を付けて下さい。)						
フリガナ	続柄	生年月日	勤務先		同居親族	別居扶養	老人扶養	特定扶養	障がい者		寡婦・寡夫
氏名		年齢	名称	所在地 (電話番号)					普通	特別	
	本人	明大 昭平 年齢 歳									
		明大 昭平 年齢 歳									
		明大 昭平 年齢 歳									
		明大 昭平 年齢 歳									
		明大 昭平 年齢 歳									

2. 現在お住まいの住宅について

右に示す住宅のうちあてはまるものに○をつけてください。	1 持家 2 公営住宅 3 公社・公団住宅 4 社宅・寮 5 民間借家 6 間借 7 その他()
家賃月額	円 間取り(例、3DK)

3. 住宅を必要とする理由について、具体的に記入してください。

--

4. 優先入居資格の有無について

次の事項の中で、該当する事項について、印を付けてください。

 20未満の子を扶養している配偶者のない者 配偶者からのDV被害者 高齢者 心身障害者 生活保護法に規定する被保護者 その他()

備考 申込書記載に当たっては、裏面をよく読んでください。

(裏)

申込書記載上の注意

申込書は、ペン又はボールペンで記入してください。原則として世帯主を申込者としてください。

[添付書類]

- 1 申込書には、入居しようとする方全員の住民票を添付してください。別居の扶養親族がある場合は、その方の住民票も添付してください。
- 2 市税及び国民健康保険料を滞納していないことを証する書類を添付してください。
- 3 過去1年間の収入を証するものとして市町村長の発行する所得課税証明書を添付してください。1月から6月までの間に申込みをされる方は、併せて前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写しを添付してください。
- 4 入居しようとする方で収入のある人は、その全員について、収入を証する書類を添付してください。
- 5 就職後1年未満の者又は年の途中で勤務先を変更した方は、就職した日から申込みの日までの月収を記載した勤務先の「給与支払証明書」を添付してください。
- 6 申込みの日において無職である方は、それを証するものとして退職証明書、雇用保険被保険者離職票の写しを添付してください。
- 7 婚約中の方は、それを証するものとして「婚約証明書」を添付してください。
- 8 申込者ほか入居しようとする親族で障がい者に該当する場合は、それを証するものとして身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写しを添付してください。
- 9 単身で申込みされる方は、戸籍謄本を添付してください。
- 10 申込者は、条例第9条第2項に規定する優先入居を希望する場合、下記のとおり優先入居対象者の区分に応じそれを証する書類を添付してください。

区 分		要 件	添付書類
1	20歳未満の子を扶養している配偶者のない者	次のア、イのいずれにも該当する者 ア. 申込者が「配偶者(内縁、婚約者を含む)のいない者」又は「児童扶養手当受給者」であること イ. 20歳未満の子供を扶養していること	申込者の戸籍謄本又は抄本(配偶者がいないことを確認できるもの)、児童扶養手当証書の写し
2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者	申込者が次のア～エのいずれかに該当する者で、同居人として配偶者(内縁、婚約者を含む)がいない者 ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第3条第3項第3号及び第4号の規定による一時保護(一時保護委託を含む)を受けている者 イ 配偶者からの暴力のために母子生活支援施設に入所している者 ウ アの一時保護(一時保護委託を含む)、イの施設を退所した日から起算して5年を経過していない者 エ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者	左記の被害者を証するものとして市長が別に定めている書類
3	引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものに該当する者	左記の引揚者を証するものとして市長が別に定めている書類
4	炭鉱離職者	炭鉱会社を離職した者がいる世帯	炭鉱離職者証明書又は炭鉱離職者求職手帳の写し
5	高齢者	次のア～ウのいずれかに該当する世帯 ア 夫婦のみの高齢者世帯(夫婦の一方が60歳以上であること) イ 60歳以上の高齢者のみからなる世帯(単身含む) ウ 60歳以上の高齢者と18歳未満の児童からなる世帯	
6	心身障がい者	次のア～ウのいずれかに該当する世帯(単身含む) ア 身体障がい者を含む世帯(身体障害者手帳1～4級) イ 精神障がい者を含む世帯(精神障害者保健福祉手帳1～3級) ウ 知的障がい者を含む世帯	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
7	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する者	左記のハンセン病療養所入所者等を証するものとして市長が提出を求める書類
8	低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの	申込者が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(単身含む)に該当する者	左記の低額所得者を証するものとして市長が別に定めている書類
9	市長が特に入居させることが必要であると認めた者	長期間入居の申込みをしている者で特別な事情のある者	登録制による登録者(待機者)であったことを証する書類